

【資料1】

○東京都知事等の給料等に関する条例

昭和二十三年九月二二日

条例第一〇二号

第一条 東京都知事、副知事及び特別職の指定に関する条例(昭和二十六年東京都条例第十四号)に基づく秘書の職にある者(以下「東京都知事等」という。)の受ける給料、旅費及びその他の給与については、この条例の定めるところによる。

(昭三〇条例五四・昭三一条例五四・昭四一条例一二六・昭四五条例七三・昭六二条例四五・平一九条例六・一部改正)

第二条 東京都知事等の給料の額は、別表(一)による。

第三条 東京都知事等が公務により旅行するときは、順路により旅費を支給する。

2 旅費の算定方法は、この条例に定めるものを除き、職員の旅費に関する条例(昭和二十六年東京都条例第七十六号。以下「旅費条例」という。)の例による。

3 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、旅行雑費、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、渡航手数料及び死亡手当とし、その額のうち旅費条例により難しいものについては、別表(二)から別表(五)までに定めるところによる。

(平九条例七三・平一一条例一二・平二一条例八五・一部改正)

中略

別表(二)(第三条関係)

(平九条例七三・全改、平一九条例六・一部改正)

鉄道賃、船賃及び外国旅行の航空賃

区分		支給額	
鉄道賃		旅費条例に規定する指定職の職務にある者相当額	
船賃	内国旅行の船賃	旅費条例に規定する指定職の職務にある者相当額	
	外国旅行の船賃	知事	運賃(運賃の等級を二以上の階級に区分する船舶による旅行の場合は、最上級の運賃(最上級を更に二以上に区分する場合は、最上級の内の最上級の運賃))、寝台料金及び特別船室料金並びに座席指定料金の合計金額の範囲内の実費額
		副知事	運賃(運賃の等級を二以上の階級に区分する船舶による旅行の場合は、最上級の運賃(最上級を更に二以上に区分する場合は、最上級の内の最上級の運賃))、寝台料金及び特別船室料金並びに座席指定料金の合計金額の範囲内の実費額
		秘書	旅費条例の適用を受ける職員の例により任命権者が知事と協議して定める額
外国旅行の航空賃	知事	運賃の等級を二以上の階級に区分する航空路による旅行の場合は、最上級の運賃の範囲内の実費額	
	副知事	運賃の等級を二以上の階級に区分する航空路による旅行の場合は、最上級の運賃の範囲内の実費額	
	秘書	旅費条例の適用を受ける職員の例により任命権者が知事と協議して定める額	

別表(三)(第三条関係)

(平二一条例八五・全改)

内国旅行の宿泊料及び食卓料

区分	宿泊料(一夜につき)		食卓料(一夜につき)
	甲地方	乙地方	
知事	一九、一〇〇円	一七、二〇〇円	三、八〇〇円
副知事	一六、五〇〇円	一四、九〇〇円	三、三〇〇円
秘書	旅費条例の適用を受ける職員の例により任命権者が知事と協議して定める額		

備考 宿泊料の甲地方及び乙地方の区別は、旅費条例の例による。

別表(四)(第三条関係)

(平九条例七三・追加、平一九条例六・一部改正)

内国旅行の移転料

区分	鉄道五十キロメートル未満	鉄道五十キロメートル以上百キロメートル未満	鉄道百キロメートル以上三百キロメートル未満	鉄道三百キロメートル以上五百キロメートル未満	鉄道五百キロメートル以上千キロメートル未満	鉄道千キロメートル以上二千キロメートル未満	鉄道二千キロメートル以上	鉄道二千キロメートル以上
知事及び副知事	一五 三、〇〇円	一七 七、〇〇円	二一 八、〇〇円	二六 九、〇〇円	三五 六、〇〇円	三七 五、〇〇円	四〇 一、〇〇円	四六 五、〇〇円

秘書	旅費条例の適用を受ける職員の例により任命権者が知事と協議して定める額
----	------------------------------------

備考 路程の計算については、水路及び陸路四分の一キロメートルをもつて鉄道一キロメートルとみなす。

別表(五)(第三条関係)

(平九条例七三・追加、平一九条例六・一部改正)

外国旅行の日当、宿泊料及び食卓料

区分	日当(一日につき)				宿泊料(一日につき)				食卓料 (一夜につき)
	指定 都市	甲地 方	乙地 方	丙地方	指定 都市	甲地 方	乙地 方	丙地方	
知事	一 三、 一〇 〇円	一 一、 一〇 〇円	八、 九〇 〇円	八、 〇〇円	四 〇、 二〇 〇円	三 三、 五〇 〇円	二 六、 九〇 〇円	二四、 二〇〇 円	一〇、 〇〇円
副知事	九、 四〇 〇円	七、 九〇 〇円	六、 三〇 〇円	五、 七 〇〇円	二 九、 〇〇 〇円	二 四、 二〇 〇円	一 九、 四〇 〇円	一七、 四〇〇 円	八、 〇〇 〇円
秘書	旅費条例の適用を受ける職員の例により任命権者が知事と協議して定める額								

舛添都知事の宿泊したホテルと宿泊料

期間	出張先	ホテル	部屋	金額(1泊)	宿泊数	宿泊費	増額	条例上限
2014年2月21日～25日	ソチ	ソチ・スパ	スタンダード	151,800	2泊	303,600	249,800	1泊26,900円
2014年4月24日～26日	北京	ニューオータニ長富宮飯店	スイート	69,500	2泊	139,000	90,600	1泊24,200円
2014年7月23日～25日	ソウル	ロッテホテル	スイート	60,000	2泊	120,000	66,200	1泊26,900円
2014年9月3日～8日	トムスク	ボン アパートホテル	ルークス	29,800	3泊	89,400	8,700	1泊26,900円
2014年9月19日～21日	仁川	ロッテホテル	スイート	60,000	2泊	120,000	66,200	1泊26,900円
2014年10月27日～11月2日	ベルリン	インターコンチネンタルベルリン	スイート	95,000	2泊	190,000	123,000	1泊33,500円
	ロンドン	ドーチエスター	スイート	158,000	3泊	474,000	353,400	1泊40,200円
2015年10月19日～20日	ソウル	韓国の毎日経済新聞社が主催する「世界知識フォーラム」での講演依頼のため、航空運賃、宿泊費は主催者負担。						
2015年10月27日～11月2日	パリ	インターコンチネンタルパリ・ルグラン	スイート	197,200	3泊	591,600	471,000	1泊40,200円
	ロンドン	コンラッドロンドン・セントジェームス	スイート	198,000	3泊	594,000	473,400	1泊40,200円

※ パリは当初2泊の予定だったが、日程変更により3泊に。その分、ロンドンは2泊となったが、宿泊費は支払っているため3泊分で計算。

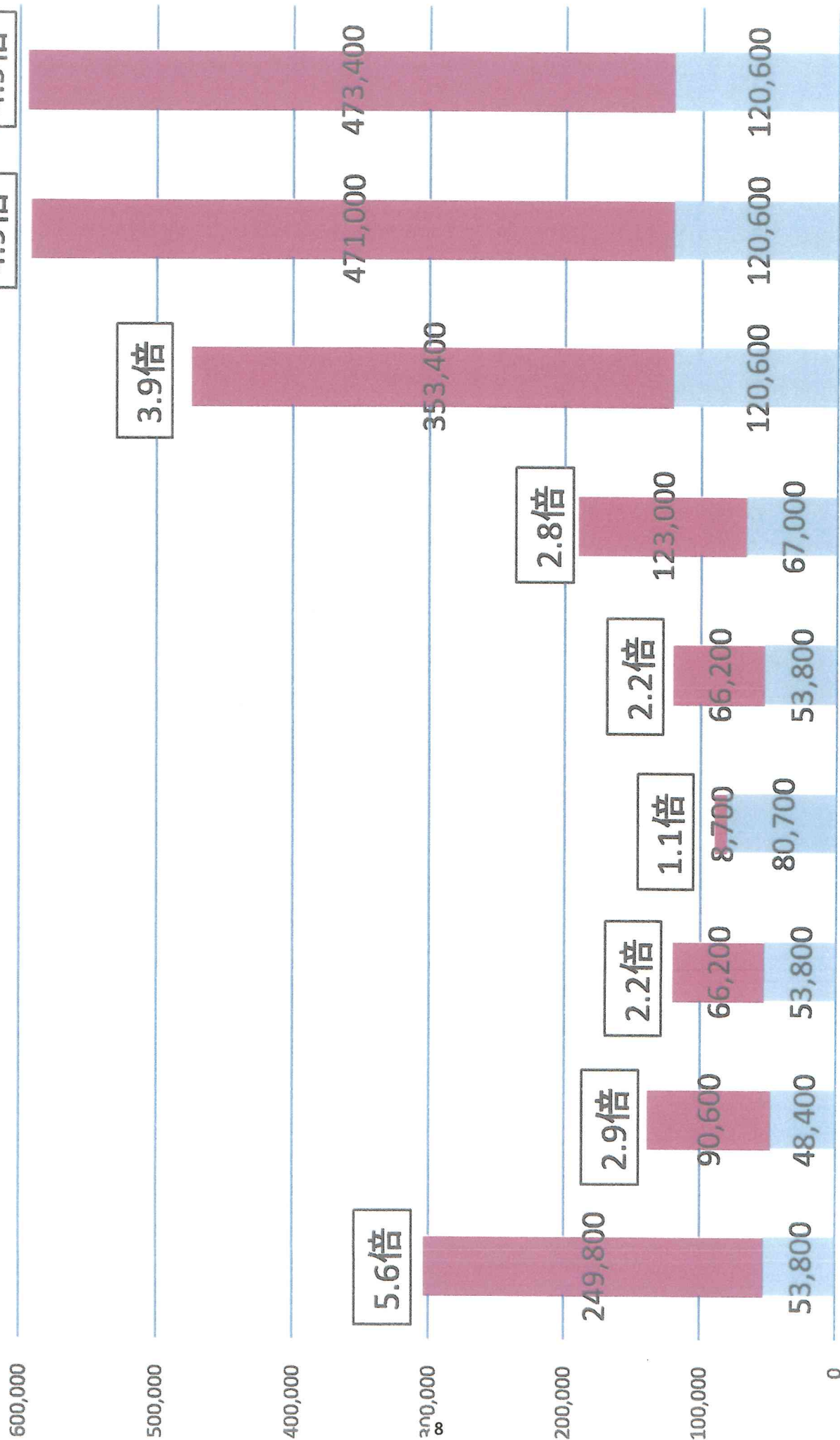
※ 「増額」は条例上限額を超えた金額。

【添付2】

宿泊費合計	増額合計
2,621,600	1,902,300

舛添知事の海外出張の宿泊費

【図表 3】



■ 条上限金額だった場合 ■ 増額

単位：円

2016年 日本共産党都議団作成